

平成 29 年 8 月

NISA 口座（非課税口座）を  
開設いただいているお客様へ

碧海信用金庫

## NISA 口座（非課税口座）の平成 30 年以後の継続利用のお手続きに関するお知らせ

平素は私ども碧海信用金庫を格別にお引き立て賜り誠にありがとうございます。

さて、お客様にご利用いただいております少額投資非課税制度にもとづく NISA 口座（非課税口座）につきまして、第 1 期目の「勘定設定期間」が平成 29 年末をもって終了します。

従来は、第 2 期目の勘定設定期間（平成 30 年以後）においても継続して新規投資等していただくためには、所定の手続きが必要とされていましたが、その後の税制改正により、下記条件のいずれも満たす場合には、特段のお手続きなく、当金庫に開設している NISA 口座において継続して新規投資等していただくことができるようになりました。

平成 29 年 10 月 1 日時点において、

1. 当金庫に平成 29 年分の非課税管理勘定が設定された NISA 口座が開設されていること
2. 当金庫にマイナンバー（個人番号）をお届出いただいていること

**●お客様は、上記の条件を満たしていますので、特段、お手続きいただく必要は  
ございません。**

**（※）ただし、お客様が、平成 30 年以後は当金庫の NISA 口座を継続利用することを  
希望されない場合は、以下のお手続きをお願いいたします。**

平成 29 年 9 月 22 日までに、当金庫に「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」（以下「届出書」という。）をご提出いただく必要がありますので、お取引店までご来店ください。

平成 30 年以後、他の金融機関等に NISA 口座を開設して新規投資しようとする場合には、平成 29 年 10 月 2 日以後、他の金融機関等にて NISA 口座開設等のお手続きをしていただく必要があります。

平成 29 年 9 月 22 日までに届出書を当金庫にご提出いただけなかった場合は、お取引店まで、平成 30 年以後、当金庫の NISA 口座を利用して新規投資等することを希望しない旨を速やかにご連絡ください。お手続きをご案内いたします。

本件に関するご質問、ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店までお問い合わせください。今後とも、碧海信用金庫をご愛顧賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。